

地方独立行政法人静岡市立静岡病院役員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院定款に定めるもののほか、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の役員の責務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 役員は、法人の使命とその業務の公共性を認識し、法人の発展のために職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務)

第3条 理事長は、法人の業務を総理するに当たり、副理事長及び理事並びに職員に業務上必要な指示を行うことができる。

2 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を掌理するに当たり、理事長の命を受けて理事及び職員に業務上必要な指示を行うことができる。

3 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理するに当たり、理事長及び副理事長の命を受けて職員に業務上必要な指示を行うことができる。

(事務分掌)

第3条の2 副理事長及び理事の分掌事務は、次の各号に定めるものとする。

(1) 副理事長 総務及び行政連携に関すること

(2) 理事 経営、財務、労務、医療、地域連携、教育、医療安全及び災害対策に関すること

(勤務)

第4条 理事長及び副理事長は常勤、理事は常勤または非常勤、監事は非常勤とする。ただし、職員を兼ねる理事は、常勤とする。

2 職員を兼ねる役員の労働条件等は、この規程及び他の規程に別の定めがあるもののほか、地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員就業規則による。

(服務)

第5条 役員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 役員は、在任中、法人の名称を用いて政治活動を行ってはならない。

3 常勤の役員は、在任中、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事す

る場合は、任命権者の承認を得なければならない。

(倫理)

第6条 常勤の役員の職務に係る倫理については、地方独立行政法人静岡市立静岡病院職員倫理規程の例による。

(報酬)

第7条 役員に対する報酬は、別に規程で定める。

(出張)

第8条 理事長は、業務上必要がある場合には、役員に出張を命じることができる。

2 役員が法人の業務のために旅行したときは、別に規程で定めるところによりその費用を弁償する。

(災害補償)

第9条 常勤の役員の業務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより、補償を行う。

2 地方公務員災害補償法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない役員の業務上の災害又は通勤による災害については、別に規程で定めるところにより、補償を行う。

(解任)

第10条 理事長は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項又は第3項の規定により副理事長又は理事を解任するときは、当該副理事長又は理事に弁明の機会を付与するとともに、理事会の意見を聴かななければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、役員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。